

# 文化芸術ステップアップ支援事業

## Q&A

令和8年4月1日現在

区分	掲載日	質問	回答
全体	4/1	今年度の募集数の上限は？	予算の都合上、19件程度を想定しています。
	4/1	本補助事業は来年度も実施される予定ですか？	現時点ではお答えすることができません。申し訳ございません。
	4/1	不採択となった場合、理由は教えてもらえますか？	採択・不採択は、基本的に点数の順番で決定していますので、選考委員会の中で必ずしも不採択理由が挙げられるわけではありませんが、委員から意見が出された場合は、個別にお伝えすることは可能です。 なお、応募要件を満たしていない場合は、その旨お知らせします。
対象事業	4/1	県外から一流の劇団を招へいする事業は対象でしょうか？	対象となりますが、選考の際には、審査基準に記載のとおり「県民の主体的な参画を促す内容となっているか。（単に鑑賞者として参加することどまっていないか。）」という点も大事なポイントとなりますのでご注意ください。
	4/1	募集要件に合致していたのに、応募要件を満たしていないとの不採択通知がきた。審査前に確認してもらえたらその旨答えられた。	応募書類をもとに審査を行いますので、応募書類に事業内容を具体的にわかりやすく記載してください。（応募書類提出後の当課からの確認等は原則として行いません。）
	4/1	人材育成・後継者育成のために、音楽の講習会を実施する事業は、対象となるのでしょうか？	対象となります。「①創造活動支援」で御応募ください。
	4/1	事業区分②「他分野との連携支援」について、他分野との連携先を必ず記載することとなっていますが、後援で足りるでしょうか？どのような連携を想定していますか？	「後援」を除外するものではありませんが、選考の際には、審査基準に記載のとおり「協働する参画事業者等を得て、他の団体や他の分野に伝播していくものであるか」という点も大事なポイントとなりますのでご注意ください。 過去の事例では、後援・共催・情報発信のほか、イベントに関する助言や、一部取組への参画などがありました。
	4/1	クラウドファンディングで資金を集めるのは、補助金申請障りがありますか？	当課としても補助金以外の資金を積極的に集めていただくことは非常に重要なことだと考えており、支障はございません。ただし、支出予算書の「その他収入」に記載をお願いいたします。 また、収入増により、補助金を除いた収入が支出を上回る場合などは補助金が0円となりますので、ご注意ください。 （詳細は支出予算書の計算式等でご確認ください。）
応募に必要な書類	4/1	「県税について未納がないことの証明」とはどのようなものを指していますか？何年度時点の証明をとればよいですか？	地域振興局・支庁で発行される「県税について未納はありません」と表示される納税証明書のことを指します。（特に年度の指定を行う書類にはなっておりません。） 証明書自体の発行日（取得日）は、直近（令和8年1月以降）でお願いします。
	4/1	「市町村税の滞納（未納）がないことの証明又は個人住民税の未納がないことが分かるもの」とはどのようなものを指していますか？何年度時点の証明をとればよいですか？	市町村によって名称が異なるようですが、「市県民税の税額の証明」などとなっているようです。詳しくは、所在地の市町村にお問い合わせください。 証明書自体の発行日（取得日）は、直近（令和8年1月以降）でお願いします。

# 文化芸術ステップアップ支援事業

## Q&A

令和8年4月1日現在

区分	掲載日	質問	回答
	4/1	活動内容が分かる書類とは、団体のもの、個人のもの、どれを指しますか？また、過去何年分を添付すればよいでしょうか？	「申請する団体」（申請者が個人であれば個人）のものでお願いします。添付は昨年度や前回のものだけで構いませんので、A4用紙4ページに収まるようにしてください。 なお、応募書類に、「沿革（活動・実績を含む）」を記載する欄がありますので、昨年度や前回以前のものは、当該欄に簡潔に記載をお願いします。
対象となる経費	4/1	賃金について、本番以外の賃金、例えば楽譜作成代なども対象になりますか？	本事業に係る経費であれば対象になりますが、楽譜作成費は報償費に計上してください。
	4/1	旅費のうち、宿泊費の上限となる、県の旅費規定額はいくらですか？	R8年度は11,000円（鹿児島県内泊）です。ただし宿泊地によって上限が異なりますので、お問合せください。
	4/1	旅費について、タクシー・ハイヤーの利用は対象外とありますが、荷物運搬のために使用した場合も対象外となりますか？	荷物運搬もある場合は、タクシー等利用の方が費用が抑えられることも考えられますので、対象となる場合があります。計上する場合はその理由を収支予算書等に明記してください。
	4/1	「衣装代」は「本事業終了後も繰り返し使用が見込まれるもの」との理由で補助対象外経費となっていますが、その都度デザインを考案しており、経費の中でも大きな役割を占める場合もあるため、対象としていただきたいです。	来年度以降も毎年同じ衣装を活用するのであれば、記載のとおり対象外となります。 補助対象となる事業のみでしか使用されない場合、その旨明記いただければ、一律に対象外とするものではありません。
	4/1	無形文化財保護のための用具の補修等の経費は対象になりますか？	本事業の対象経費とはなりません。 （なお、県教育庁文化財課や（公財）県文化振興財団、（一財）地域創造にて対象となる補助制度があります。）
	4/1	地域の伝統芸能の映像・記録を残すための経費は対象になりますか？	広く外部に周知するために使用する場合は対象となります。 （内部記録用として保存するだけでなく、継承のためにも広く公開いただきますようお願いいたします。）
審査基準	4/1	審査基準「事業の実現性」について、補助金がなくも成り立つ事業より、補助金がないと実施が難しい事業のほうが優先されることはありますか？平等に審査されますか？	後者が優先されるということはなく、平等に審査いたします。